札幌大学早期卒業に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、札幌大学学則第56条第2項に基づき、札幌大学(以下「本学」という。)における 早期卒業に関し必要な事項を定める。

(早期卒業)

第2条 学長は、第4条に定める卒業要件を満たした者に卒業を認定し、卒業証書を授与する。ただし、 再入学、復籍、転入学及び編入学した学生を除く。

(卒業時期)

第3条 第6セメスターもしくは第7セメスター終了時とする。

(卒業要件)

- 第4条 本学に3年以上在学し、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績をもって修得したと 認められ、大学院入学試験に合格し、進学が決定している者とする。
- 2 前項の優秀な成績は、卒業要件に算入される科目のうち、8割以上がA評価以上であり、かつ入学時から早期卒業までの通算したGPAが3.3以上とする。

(申請手続)

第5条 早期卒業を希望する者は、所定の書類を学長へ提出し、学長の許可を得ることとする。

(申請要件)

- 第6条 対象は次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
- (1) 2年次終了時に、卒業要件に算入される科目のうち80単位以上修得していること。
- (2) 卒業要件に算入される科目のうち8割以上がA評価以上であり、かつ入学時から2年次終了時までの通算GPAが3.3以上であること。
- (3) 大学院進学を希望していること。

(特別履修)

第7条 第5条により学長の許可を得た者は、4年次配当科目の履修を認める。

(卒業判定)

第8条 第6セメスターもしくは第7セメスター終了時に早期卒業の可否を判定する。

(申請の取り下げ)

第9条 申請の取り下げを希望する者は、申請した学期の学期末までに所定の書類を提出し、学長の許可を得ることとする。

(所管)

第10条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和4年度以降入学生に適用する。